

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の一部を改正する規
則

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第 2号）
の一部を次のように改正する。

第 5条中「を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか」を「について」に
改める。

第 2号様式を第 2号様式（その 1）とし、同様式の次に次の 1様式を加える。

第 2号様式（その 2）（第 3条関係）

年 月 日

調査実施通知書

住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

名古屋市子どもの権利擁護委員



名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第 3条の規定により、次のとおり通知します。

発 意 の 理 由	
調 査 の 内 容	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。